

越前市告示第24号

越前市承認工事審査基準を次のとおり制定する。

平成23年3月8日

越前市長 奈良 俊 幸

越前市承認工事審査基準

この審査基準は、行政手続法（平成5年法律第88号）第5条に基づき、越前市における道路法（昭和27年法律第180号）第24条本文に規定する承認工事について一般的な審査基準等を定めるものである。ただし、承認の先例のないものなど、本基準により審査することが適当でない場合においては、道路管理者が、個別に判断するものとする。

1 車両出入口工事の承認基準

道路交通法第17条第1項ただし書きの「道路外の施設又は場所に入出入りするためやむを得ない場合は、歩道を横断することができる」旨の規定により、道路法第24条本文の規定に基づく道路管理者以外の者が行う工事として歩道の改築を認めるものとし、その承認基準は、次のとおりとする。

- (1) 車両乗入幅は、乗入規格表（別表第1）の規定に適合すること。
- (2) 乗入口の構造は、歩道改築標準図（別図）及び舗装構成表（別表第2）の規定に適合すること。
- (3) 歩道における歩行者等の通行部分として、側溝を含む平坦部（横断勾配2%以下）を1m以上確保し、その上で車道側へのすり付けを行うこと。
なお、歩道幅員が狭く、1mの平坦部を確保することにより、すり付け勾配が15%以上となり車両の通行に支障をきたす場合は、歩道全体を切り下げて、平坦部を1m以上確保し、すり付けは民地内において行うこと。植樹帯がある場合は、その幅員内ですり付けること。
- (4) 歩道の縦断勾配は、連続して5%以下とすること。ただし、やむを得ない場合は8%以下とすることができる。
- (5) 側溝又は床版がある場合は、車道対応（T-25対応）のものと取り替えること。
- (6) 乗入口は、出入対象施設について1箇所とすること。ただし、出入口を分離する必要がある特別の事情がある場合及び大型の貨物自動車の出入りする場合で道路管理者が必要と認めたときは、2箇所以上とすることができる。
- (7) 民地側に自動車を保管する場所があること。
- (8) 既設の乗入口と隣接する場合は、既設乗入口との間に原則として2m（歩道改築標準図B型の適用を受ける場合は5m）の歩道を残すものとする。なお、隅切り部については重複させること

ができる。

(9) 乗入口以外の場所から自動車が歩道内に出入りできないよう車止めを設置する等の措置をとること。

(10) 次に掲げる部分以外であること。ただし、自家用車の乗入のために改築する場合で、かつ、自動車の出入りの回数が少なく交通安全上特に支障のないと道路管理者が認めるときは、イ、オ、ク、及びケの規定は適用しないことができる。

ア 横断歩道の中及び前後 5 m 以内の部分

イ バス停留所の中。ただし、停留所を表示する標柱又は標示板のみの場合は、その位置から 10 m 以内の部分。

ウ 地下道出入口及び横断歩道橋の昇降口から 5 m 以内の部分

エ 橋の部分

オ トンネルの前後各 50 m 以内の部分

カ 横断防止柵、ガードレール及び車止めの設置されている部分。ただし、撤去について所轄警察署と意見が一致した区間を除く。

キ 交差点（総幅員 7 m 以上の道路の交差する交差点をいう。以下このキにおいて同じ。）の中及び交差点の側端又は道路の曲り角から 5 m 以内の部分。ただし T 字型交差点のつきあたり部分を除く。

ク バス停車帯の部分

ケ 路面電車の安全地帯の前で、車道幅が狭くなっている部分

コ 交通信号機、道路照明灯の移転を必要とする部分。ただし、道路管理者及び占有者が移転を認め、申請者が移設を行う場合は除く。

サ 隣接する民有地との境界から 1 m 以内の部分

シ 交通量の少ない外の道路にも面し、直接乗入する必要が認められないもの

(11) 前号キに該当しない比較的交通量の少ない交差点では、交差点の側端又は道路の曲り角から 2 m 以内に禁止区域を縮小することができる。

2 法面埋立、切取等工事の承認基準

宅地造成で敷地の利用計画などの必要から、道路法面の埋立、切取を行う場合等の承認基準は、次のとおりとする。

(1) 切土、盛土の施工高及び縦横段勾配は、原則として当該道路の計画を勘案したうえでの構造、勾配に整合させるものであること。

(2) 車道用の側溝を、隣接地区の状況を考慮して決定した種類、構造、勾配等に適合するものを、官民境界沿いの官地側に設置すること。ただし、既設の側溝があり、二重側溝となって管理上不都合であると道路管理者が認める場合はこの限りでない。

(3) 盛土の場合は、道路管理者が指定する良質土により盛土すること。

(4) 盛土によって従来の側溝を埋める必要がある場合は、用排水機能に支障を与えないよう十分な断面と強度を有する排水構造物を設置すること。

- (5) 法面切取の場合は、民地の切取断面及び構造が崩落、落石等により道路に危険を及ぼさないようにすること。
- (6) 側溝がある場所を出入口として使用する場合は、車道用（T-25対応）の蓋を設置すること。
- (7) 法面切取又は埋立の場合については、路肩保護のため車道端から側帯に相当する幅を車道舗装厚と同厚とし、その外側については道路管理上支障のないよう必要な措置をとること。
- (8) 乗入口以外の場所から自動車が入り出できないような車止めを設置する等の措置をとること。
- (9) 法面埋立の末端が段落ちとなる場合等、承認工事の施工により一般交通に危険が生じるおそれのある場合は、これを防止するために道路管理者が必要と認める安全施設を設置すること。

3 その他の承認工事の承認基準

前2項以外の承認工事については、道路構造令（昭和45年政令第320号）のほか、道路管理者がその工事を行う場合の技術基準等によるものとする。

4 承認条件

工事を承認するときに付する承認条件は、次のとおりとする。

- (1) 申請内容及び以下に掲げる条件に違反していると道路管理者に判断されたときは、道路管理者の指示に従い道路を原形に回復すること。
- (2) 承認を受けた工事期間内に着手できない特別の事情があるとき又は完成する見込みがないときは、あらかじめ道路管理者に届け出て必要な指示を受けること。
- (3) 道路工事承認書及び道路使用許可書は、常時提示できるようにしておくこと。
- (4) 工事の施工に当たっては、一般交通に支障を与えないよう特に注意することとし、危険防止のため、道路管理者の指示により道路標識、柵、その他防護施設及び夜間は赤色灯又は黄色灯を設置すること。
- (5) 工事により第三者に損害を与えたときは、申請者の負担において損害を賠償する等の処理を行うこと。
- (6) 工事の施工に当たっては、路面を汚損しないこと。また、工事により道路を損傷したときは、道路管理者の指示を受けて、申請者の負担により復旧すること。
- (7) 工事完成後には、官民境界標又は明示版を職員の立会いを受けて設置すること。
- (8) 工事完成後は、道路管理者に道路承認工事竣工届（様式第1号）を完成図書及び工事写真を添えて提出し、完成検査を受け、工事目的物を道路管理者に引継ぎすること。
- (9) 検査の結果、道路管理者から手直し改造等を命じられたときは、これに従い施工し、再検査を受けること。
- (10) 工事による発生品は、道路管理者の指示により、指示する場所に搬出すること。
- (11) 道路管理者が引継ぎ後2ヵ年以内に承認工事に係る工作物の瑕疵を発見したときは、道路管理者の指示により、申請者の負担で補修すること。
- (12) その他、道路管理者が現場状況等を調査の上、道路管理上必要なものについて付するものとする。

5 書類の様式

- (1) 承認申請書及び添付図書は、次のとおりとする。

ア 申請書 様式第2号

イ 添付図書 位置図、平面図、断面図、現況写真、構造図その他必要な書類

(2) 工事仕様書は、様式第3号によるものとする。

附 則

この告示は、平成23年3月9日から施行する。

別表第1

乗入規格表

申請目的による通行の可能性のある自動車の種類により下表を適用する。

種別・車種		A型	B型	
		乗入幅	隅切り部の幅	乗入幅
I種 乗用・小型貨物自動車 (一般住宅)		4.0m	—	—
II種 普通貨物自動車(4t以下) (店舗、集合住宅等)		6.0m	R1=3.0m R2=0.6m	7.0m
III種 大型・中型貨物自動車	(1)6.5t以下	8.0m		7.0m
	(2)6.5tを超えるもの	必要幅 (12m以下)		8.0m

(注)

- (1) A型及びB型の欄に掲げる数値は、歩道改築標準図のA型又はB型において適用すること。
- (2) 乗入幅の数値は、官民境界における長さ(前面道路に平行方向)であること。なお、歩道がある場合は規格表の半径で摺り付けること。
- (3) 車種は、出入する車種の最大のを適用すること。
- (4) III種・(2)については、車両通行軌跡図を提出の上、別途協議のうえ必要幅を算定するものとする。
- (5) 大型車の乗り入れを前提とする場合は、既存側溝をこれに対応した横断用門型側溝に布設替えること。
- (6) 乗入幅は、申請者の都合により上記の値より縮小することができる。
- (7) 道路管理者が必要と認めるときは、隅切りを1.0m設置することができる。
- (8) 一般住宅にはおおむねI種の項の規定を、店舗、集合住宅等にはおおむねII種の項の規定を適用する。

別表第2 舗装構成表

歩道内の舗装は車両の通行を想定した構造にはなっていないので、車道対応の舗装へ打替を行う必要がある。よって、舗装構成は申請目的による通行の可能性のある自動車の種類により、下表を適用する。

単位：cm

舗装種別 種別・車種	コンクリート舗装		アスファルト舗装			インターロッキングブロック舗装			
	コンクリート	路盤	密粒度	粗粒度	路盤	ブロック等	敷モルタル(砂)	コンクリート	路盤
I種 乗用・小型貨物自動車	15	10	5	—	25	8以上	3	10	10
II種 普通貨物自動車	20	20	5	5	25	8以上	3	15	20
III種 大型・中型貨物自動車	25	25	5	10	30	8以上	3	20	25

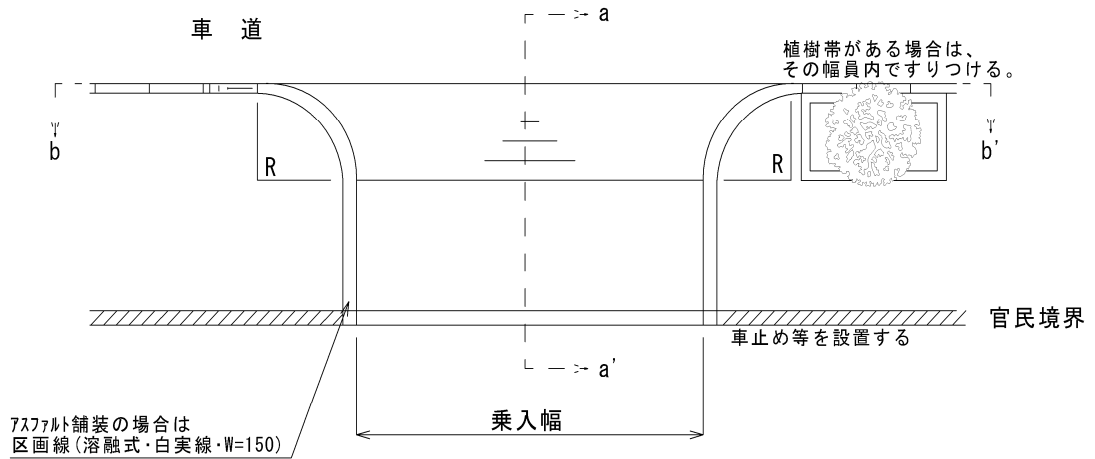
注)

- (1) 舗装厚は、出入する車種の最大のものを用いること。
- (2) コンクリート舗装の場合は、コンクリート舗装要綱によることとし、生コンクリートの呼び強度(設計基準強度) $\sigma 28=210\text{kgf}/\text{m}^2$ 以上とすること。
- (3) アスファルト舗装の場合は、アスファルト舗装要綱によること。
- (4) 路床土は、道路管理者が指定する良質土を用いること。
- (5) 路盤材は、粗調砕石又はクラッシャーランを用いること。
- (6) 申請者の都合により、乗入幅を縮小する場合においても、舗装厚は減じないものとする。
- (7) 上表は申請者自らが施工する場合であり、道路管理者の工事と同時施工で道路管理者が施工する場合の舗装厚については、別途考慮することができるものであること。
- (8) 埋立、切取後の幅員が車道端より 1.25m 未満の場合は、車道舗装厚と同一とすること。
- (9) 側溝蓋を T-25 対応蓋に取り替えること。
- (10) 舗装打換え範囲は、斜ブロックまで含めること。
- (11) 既存乗入を拡幅する場合は、既存部分も含めて改築すること。
- (12) 耐久性を考慮し、乗入部は透水性舗装とはしないこと。ただし、I種については、現況の環境・乗り入れ車両を把握し採用すること。

別図 歩道改築標準図

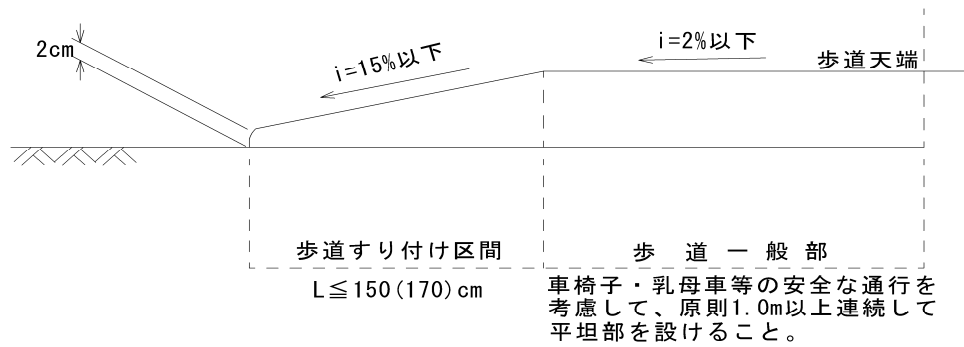
(その1)

A型平面図

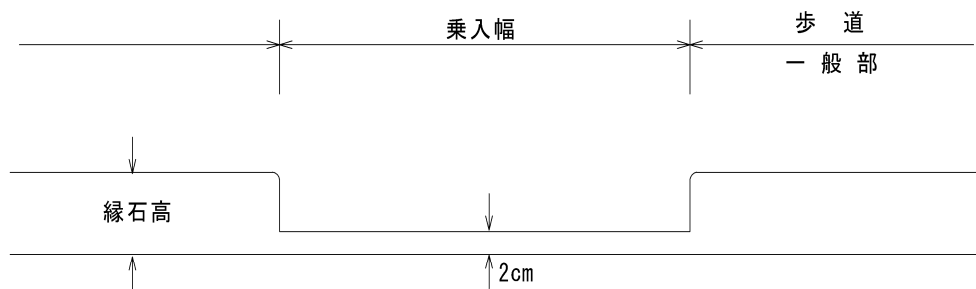


注) 民地側に塀等を設置することが確定している場合は、車止め等の設置を省略することが出来る。
 アスファルト舗装の場合は、歩道一般部と乗入部が視認できるよう区画線(溶融式・白色実線・幅15cm)を設けること。

a-a'断面図



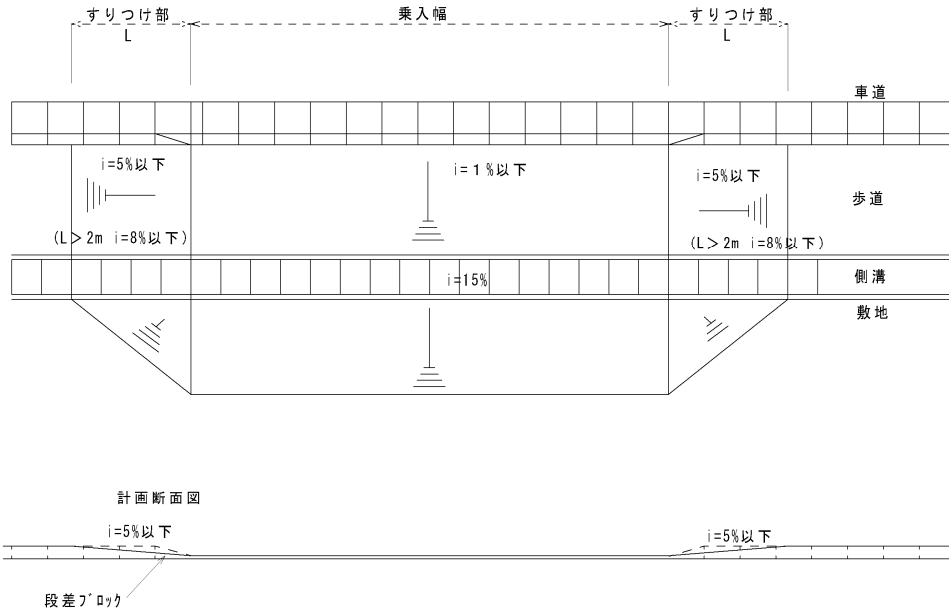
b-b'断面図



(その2)

A型 歩道幅員全面を切り下げる場合。

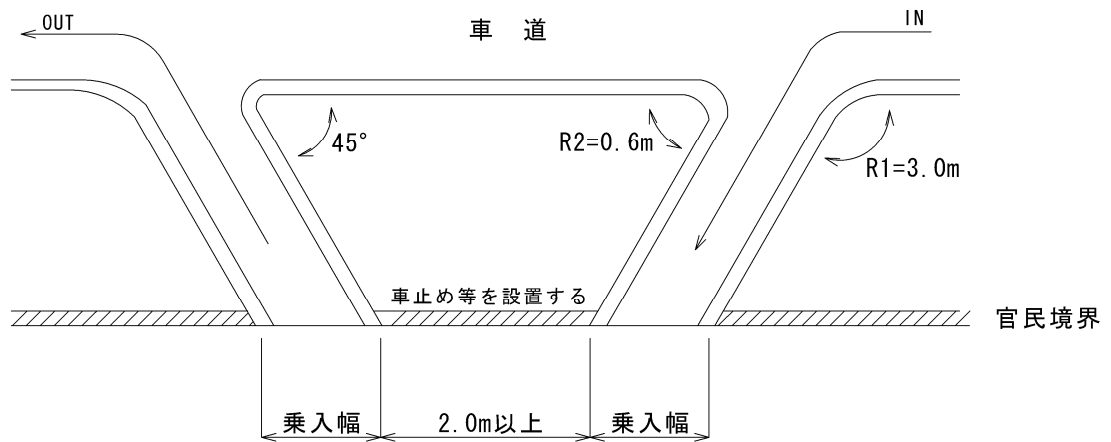
平面図



注) 民地側に塀等を設置することが確定している場合は、車止め等の設置を省略することができる。
アスファルト舗装の場合は、歩道部と乗入部が視認できるように区画線(溶融式・白色実線・幅 15cm)を設けること。

(その3)

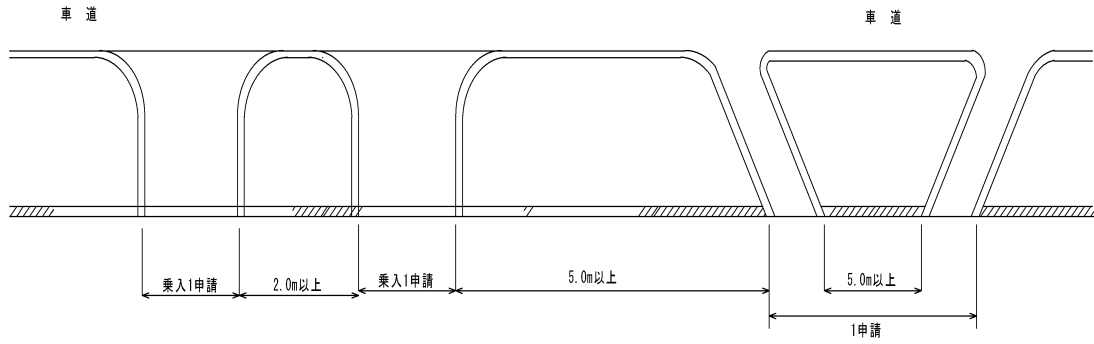
B型



注) 民地側に塀等を設置することが確定している場合は、車止め等の設置を省略することができる。
(平面図及び断面図は、A型に同じ)

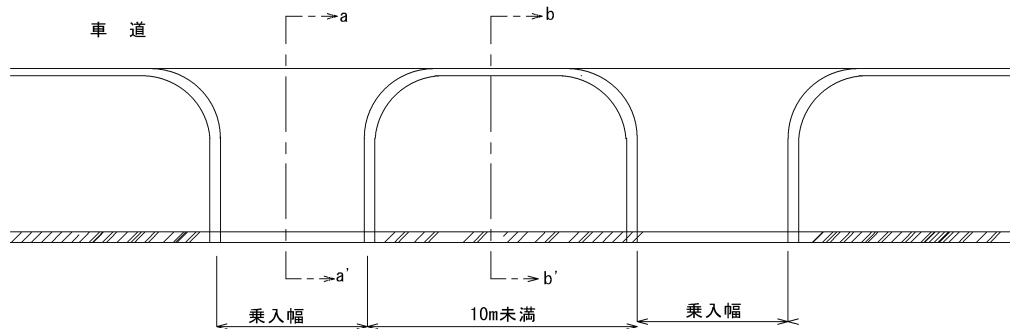
(その4)

乗入間口の間隔

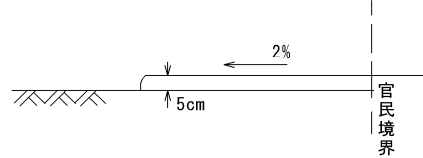


注) 1 乗入間口の間隔は、A型は2.0m以上、B型は5.0m以上とする。

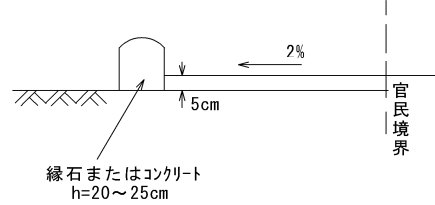
2 乗入間口間隔が10m未満となる場合には、歩道高さと乗入間口高さは同一とする。



a-a' 断面図



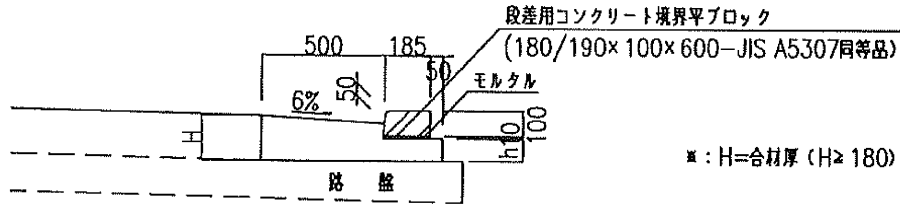
b-b' 断面図



(その5)

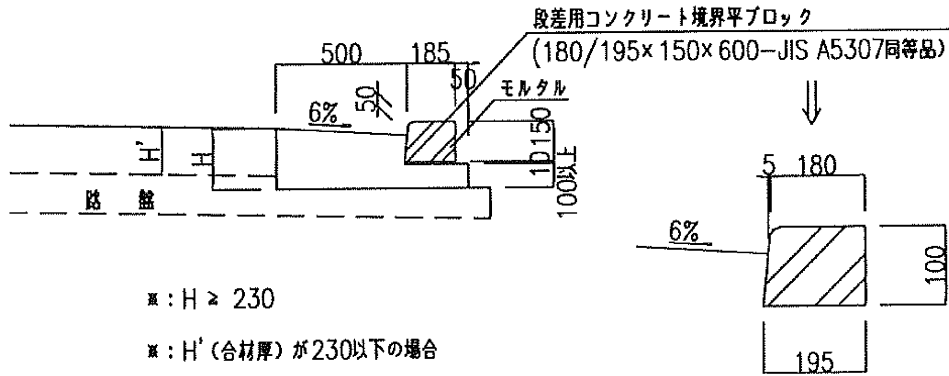
現場内を採用する場合の歩道乗入構造

I種・II種乗入部詳細図



注)特殊縁石を使用する場合は、道路管理者と協議を行うこと。

III種乗入部詳細部



注)特殊縁石を使用する場合は、道路管理者と協議を行うこと。

様式第1号

年 月 日

道路管理者

越前市長 殿

申請者 住所 _____

氏名 _____ 印

道路占用
工事竣工届
道路承認

年 月 日付け指令第 _____ 号にて許可（承認）を受けた道路工事
について、下記のとおり竣工いたしましたので届出します。

記

工事の場所	路線名	市道第 _____ 号線	車道・歩道・その他
	場所	越前市 _____ 地係	
工事の期間	年 月 日から	工事実施 の方法	
	年 月 日まで		
備考			

※ 完成図書（位置図、平面・断面・構造図等）と工事写真（着工前・工事中・完成）を添付してください。

道路工事施行承認申請書

年 月 日

道路管理者

越前市長 殿

申請者 住所 _____

氏名 _____ ⑩

担当者 _____

TEL _____

道路法第24条本文の規定により、道路工事施行承認を申請します。

施工目的			
施工場所	路線名	市道第 _____ 号線	車道・歩道・その他 (_____)
	場所	越前市	
工事概要	工事種別		施工数量
工事期間	年 月 日から 年 月 日まで 日間		
施工方法	直営・請負 施工業者 住 所 業者名 担当者 連絡先		
添付書類	位置図、現況図、計画図、構造図、交通規制図、工事仕様書、公図(写)、求積表、 誓約書、同意書、現況写真、その他 (_____)		
備 考			

記載要領

- 1 申請者が法人である場合には、「住所」の欄には主たる事務所の所在地、「氏名」の欄には名称及び代表者の氏名を記載すること。「担当者」の欄に所属・氏名を記載すること。
- 2 「工事概要」の欄には、「工事種別」として歩道切下げ、植樹帯移設等の工事の内容を、「施工数量」として延長、面積等の施行規模を記入すること。
- 3 「場所」の欄には、地番まで記載すること。施工箇所が2以上の地番にわたる場合には、起点と終点を記載すること。「車道・歩道・その他」については、該当するものを○で囲むこと。
- 4 「工事期間」の欄には、工事实施から完了までの期間を記載すること。仮移設等を含む場合は復旧までの期間を含めて記載すること。
- 5 「施工方法」欄の施工業者については、未定の場合にはその旨記載すること。また、その場合には工事着手までに報告すること。
- 6 「添付書類」の欄には、添付した書類に○を付し、その他必要な書類を添付した場合には、その書類名を（ ）内に記載すること。
 - ・位置図は 1/5,000 程度の平面図を、現況図・計画図はそれぞれ現況及び完成後の平面図(1/100 程度)及び縦横断面図を指し、誓約書とは施工後に施工箇所を道路管理者に引き継ぐ旨を約した書面を指し、同意書とは水路管理者、隣地所有者等の関係者の同意を証する書面を指す。
- 7 その他必要な事項については、「備考」欄に記載する。
 - 例) 概算工事費、道路の現況、道路区域の変更の有無等
- 8 申請書は正・副の2部提出すること。

様式第3号

工事仕様書

- 1 歩行者や自動車の通行の妨げにならないように工事を行うこと。
- 2 指示する安全施設は、_____。
- 3 別添構造図によること。
- 4 工事着手に際し、道路管理者に連絡し、当該職員から施工位置の確認を受けること。
- 5 官民境界杭が工事の支障となるときは、当該職員の立会いを受け控杭を設置し、工事完了後に当該職員の指示する方法で設置すること。

(歩道改築)

- 1 歩道乗入施行は、歩道平板等を丁寧に取り除いたのち掘削を行うこと。
- 2 路盤工の施行は、不陸を整正したのちに碎石(最大粒度 30mm 仕上がり厚 20cm)を敷き均し、十分転圧して仕上げること。
- 3 コンクリート舗装は、生コンクリート(呼び強度(設計基準強度) $\sigma 28=210\text{kgf/cm}^2$ 以上)を使用し、丁寧に仕上げること。

(法面埋立、切取)

- 1 路体部埋立てに使用する材料は、道路管理者の承認を受けること。
- 2 路体盛土は、厚 20cm ごとに敷き均し、十分に転圧すること。
- 3 切取法面は、丁張にあわせて凹凸なく仕上げること。